

## 賃金5%以上増額の際に含めることのできない手当

- 賃金が5%以上増加していることの確認にあたっては、転換前後の賞与や諸手当を含めた賃金総額について比較しますが、

①実費補填であるもの、

②毎月の状況により変動することが見込まれるため実態として労働者の処遇が改善しているか判断できないもの

については、名称を問わず賃金総額に含めることができないためご注意ください。

### 【算定に含めることのできない手当の例】

- ・就業場所までの交通費を補填する目的の「通勤手当」
- ・家賃等を補填する目的の「住宅手当」
- ・就業場所が寒冷地であることから暖房費を補填する目的の「燃料手当」
- ・業務に必要な工具等を購入する目的の「工具手当」
- ・繁閑等により支給されない場合がある「休日手当」および「時間外労働手当（固定残業代を含む。）」※
- ・本人の営業成績等に応じて支払われる「歩合給」
- ・本人の勤務状況等に応じて支払われる「精進手当」
- ・食費を補填する目的の「食事手当」等

※固定残業代が基本給に含まれている場合は、固定残業代に関する時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額を就業規則または雇用契約書等に明記してください。

上記以外の諸手当についても、その趣旨等に応じて算定から除かれる場合があります。

- 固定残業代の総額又は時間相当数を減らしている場合であって、かつ転換前後の賃金に固定残業代を含めた場合に、賃金が5%以上増額していない場合、支給対象外となります。

(例1) 転換前: 基本給20万円、固定残業代5万円(合計25万円)

⇒ 転換後: 基本給21万円、固定残業代4万円(合計25万円)

(例2) 転換前: 基本給20万円、固定残業代5万円(30時間分)(合計25万円)

⇒ 転換後: 基本給20万円、固定残業代3万円(20時間分)、手当2万円

(合計25万円)

## その他の留意点

- 賞与を含めた転換後の賃金が5%以上増額していても、転換後において基本給および定額で支給されている諸手当の合計額が転換前と比べて低下している場合は、結果として支給対象外となります。

 ○ 有期雇用労働者等を経て正規雇用労働者等へ転換した場合であっても、合理的な理由がなく処遇の低下が見られる場合、支給対象にならない場合があります。

- 賃金5%増額について、令和元年度以前の取組にかかる要件を満たすかどうかの判断基準は、令和元年度版のパンフレット(p.21～p.24など)をご参照ください。